

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成20(2008)年1月24日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成20年1月18日 最高裁HP
平成18年(受)第2268号 不当利得返還等請求事件(破棄差戻)

同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合、

1 第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されない(最高裁平成18年(受)第1187号同19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁、最高裁平成18年(受)第1887号同19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照)。

2 第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である。

(2) 東京地判平成17年8月9日 判時1983号90頁
平成16年(ワ)第20883号 隣地使用承諾請求事件

1 民法の相隣関係の規定は、相隣地の円滑な利用を図るために土地相互の利用を調整する趣旨のものであるから、民法209条1項の規定も所有権及び地上権に限られることなく、債権的利用権も含めて他の利用権にも類推適用されるべきである。

そうすると、原告鹿島建設は、本件土地に対する隣地使用権の主体たり得る。そして、仮に、原告らに本件土地に対する隣地使用権が認められる場合には、原告らは、いずれも同一の工事を行うために本件土地の使用を請求しているのであるから、被告に対して、不可分の一個の給付を求めるものといえ、原告らの各請求は、不可分債権の関係に立つこととなる。

2 民法209条1項に列挙した使用目的は例示列挙であると解されるから、同条項に列挙した目的以外でも上記請求をすることができる。そして、「必要な範囲内」か否かは、使用が必要となった経緯、使用態様、使用により隣地の所有権者が受ける不利益などを総合的に勘案して判断すべきものと解される。

(3) 東京地判平成18年8月1日 判タ1243号248頁
平成17年(ワ)第6645号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

本件は、当時被告設置の小学校に6年生として在籍していた児童である原告が、体育授業中に運動会の種目である組体操の練習中に、転落・受傷した事故につき、指導教諭らに債務不履行(安全配慮義務違反)があったとして、被告に対し、損害賠償を求めた事案である。本判決は、小学校の設置・運営者として、学校教育の際に生じうる危険から児童らの生命、身体の安全の確保のために必要な措置を講ずる義務を負い、被告の履行補助者である指導教諭がそのような安全配慮義務に違反した場合には、損害を賠償する責任を負うとした上で、難易度の高い技を採用するにあたっては、担当教諭らは、児童に対し、適切な指示を与え、児童が指示通りに技を行えるまで段階的な練習を行うなど、児童らの安全を確保しつつ同技の完成度を高めていけるよう配慮すべき義務があった等とし、担当教諭らに、倒立役の児童による倒立が中央の児童にとって危険なものにならないよう具体的な指導を行う義務及び段階的な練習によって児童らの習熟度を確認した上で一斉練習を行う義務の不履行があったとして、過失を肯定した。そして、担当教諭らの指導監督下において、危険度の高い役割を割り当てられていたことを前提にすれば、当時11歳であった原告に対し、適切な防御措置をとることなどを要求するのは無理であるとして、被告の過失相殺の主張を認めなかった。

(4) 名古屋地判平成18年9月15日 判タ1243号145頁
平成15年(ワ)第5366号 請負代金返還請求事件、平成17年(ワ)第30号損害賠償反訴請求事件(認容・控訴)

本件は、X(注文者)が、Y(請負人)との間で、賃貸建物の設計及び施工を内容とする請負契約を締結したところ、Yが、Xに対し、設計図書や見積書を交付しなかった等の債務不履行があり、これによってXY間の信頼関係が破壊されたと主張して、Xが、Yに対し、工事途中に本件請負契約を解除し、債務不履行による解除等に基づき既払い代金の返還を求めた事案である。本判決は、Yには(1)調査不足から本件土地に対する法令上の制限に関する事実を誤認し、施主であるXの意向に必ずしも沿わない設計をしたばかりか、法令上の制限を知った後

もその制限内容の説明や設計変更の打診もしていない、(2)契約締結後においても、設計図書、見積書(内訳書)、工程表を速やかに交付しない、(3)Xに工事の進捗状況を把握されていなかったことを奇貨とし、自らの見通しの悪さが露見するのを免れ又はその利益を確保するため、施主に無断で設計内容を変更し、施工に及んだなどの付随的債務の不履行がある旨指摘し、このようなYの付随的債務の不履行は、施主であるXに対する著しい背信行為で、これによりXY間の信頼関係は破壊され、施主であるXの意向に沿った建物建築するという契約の目的の達成自体にも重大な影響を与えているとし、Xは、かかる付随的債務の不履行により本件請負契約を解除することができるとして、Xの請求を認容した。

(5) 東京地判平成18年10月18日 判時1982号102頁
平成16年(ワ)第4384号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却、控訴)

患者(原告の夫)が自己の病状を誤解し突然死の危険性があるにもかかわらず入院せずに稼働し続け、最終受診日の1週間後、容態が急変し、大動脈弁閉鎖不全症及びうっ血性心不全により死亡した場合において、原告が、被告病院の外科担当医がすみやかに心不全の治療を開始しなかった過失や内科担当医が患者や原告に対して入院を全く説得しなかった過失により、患者が死亡に至ったものと主張して、被告病院に対し、診療契約上の債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を請求したケース。

本判決は、被告担当医師としては、本件患者が誤解に基づいて入院精査を拒否していると認識可能であったのであるから、突然死の危険があることを告げるなどしてより強度に入院を勧めるべきであったのに、これを怠り、突然死の危険のあることを告げないまま入院精査の勧奨をあきらめ、経過観察を指示したことを過失であると認定した。そして、その上で、本判決は、前記入院勧奨義務の懈怠と本件患者の死亡との間に因果関係がある旨判示した。

(6) 福岡地小倉支決平成19年8月6日 金法1822号44頁
平成19年(ナ)第5号 債権差押命令申立事件

転貸人が当初は賃料を債務者の債務の弁済に充てていたが、その後、債務者に送金しなくなり、その理由を明らかにしていないこと、転貸人が本件建物の改修工事費用を出捐したとしても、不動産保存の先取特権の登記をするなど、根抵当権者に対して自己の債権を保存する措置をとっておらず、根抵当権者が物上代位に基づく本来受けうるテナントからの賃料を、転貸人が根抵当権者に先立って回収しているとみなされること、債務者と転貸人の法律関係が不明確にされたままであるため、債権者としては、債務者が転貸人に対して有する権利を物上代位に基づいて差し押さえるのが困難であることなどからすると、転貸人は、所有者の取得すべき賃料を減少させ、又は抵当権の行使を妨げるために、法律関係を不明確にし、本来抵当権者である債権者に優先し得ない自己の債権の回収を図っているものといわざるを得ず、各第三債務者との間で賃貸借契約をした転貸人の行為は濫用的であって、本件では「抵当不動産の賃借人(転貸人)を所有者と同視することを相当とする場合」に当たるとして、転貸賃料債権に対する根抵当権に基づく物上代位権の行使を認めた事例。

【知的財産】

(7) 最三判平成19年12月18日 最高裁HP
平成19年(受)第1105号 著作権侵害差止等請求事件(棄却)

「シェーン」を含め、1953年(昭和28年)に公表された映画は、平成16年1月1日から施行された著作権法の一部を改正する法律(平成15年法律第85号)による保護期間の延長措置の対象とならず、その著作権は2003年(平成15年)12月31日の終了をもって存続期間が満了した

(理由)

平成16年1月1日から施行された著作権法の一部を改正する法律(平成15年法律第85号)54条1項は映画の著作物の保護期間については本件改正後の著作権法が適用されて原則として公表後70年を経過するまでとなることを明らかにし、同法の経過規定は、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による」旨を規定しているところ、一般に、法令の経過規定において、「この法律の施行の際現に」という本件経過規定と同様の文言が用いられているのは、新法令の施行日においても継続することとなる旧法令下の事実状態又は法状態が想定される場合に、新法令の施行日において現に継続中の旧法令下の事実状態又は法状態を新法令がどのように取り扱うかを明らかにするためであるから、そのような本件文言の一般的な用いられ方を前提とする限り、本件文言が新法令の施行の直前の状態を指すものと解することはできない。

(8) 知財高判平成18年7月19日 判時1984号79頁
平成18年(ネ)第10020号 職務発明対価請求控訴事件(控訴棄却(確定))

特定の種類に限定された有機酸と錯化剤を組み合わせた洗浄処理剤の発明につき、構成物質の着想を示したに過ぎない者が発明者にあたるか否かが争われた事案において、「発明者に当たるというためには、当該発明における技術的に思想の創作行為に現実に加担したことが必要であり、加えて、化学の技術分野に属する発明については、有効成分の物質名やその化学構造のみから有用性を予測することが困難であるため、構成物質についての着想のみから直ちに発明が完成するものではなく、有用性を確認するための実験を繰り返し、有用性が認められる範囲のものを明確にして初めて技術思想の創作をしたといえるものも数多く存在し、そのような場合には、構成物質についての着想を示したのみの者をもって発明者ということとはできない」とされた事例。

(9) 知財高判平成19年6月27日 判時1984号3頁
平成18年(行ケ)第10555号 審決取消請求事件(認容(確定))

「懐中電灯」を指定商品とする立体商標の出願につき、商標法3条1項3号と同条2項との

関係について判示し、同条1項3号に該当するとした上で、同条2項につき、「商品等の立体形状よりなる商標が使用により自他識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品の形状、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品の存否などの事情を総合考慮して判断するのが相当」「使用に係る立体形状に企業等の名称や記号・文字等からなる標章などが付されていたという事情のみによって直ちに使用による識別力の獲得を否定することは適切ではなく、使用に係る商標ないし商品等の形状に付されていた名称・標章について、その外観、大きさ、付されていた位置、周知・著名性の程度等の点を考慮し、当該名称・標章が付されていたとしてもなお、立体形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったか等を勘案した上で、立体形状が独立して自他商品識別機能を獲得するに至っているか否かを判断すべき」と判示し、同条2項に該当しないとして商標登録出願を拒絶すべきものとした審決を取り消し、同条2項に該当すると判断した事例。

(10) 知財高判平成19年12月20日 裁判所HP
平成19年(行ケ)第10113号 審決取消請求事件

「他人の名称の著名な略称を含む商標ではない等の理由から無効審判の請求は成り立たない」とされた商標登録無効審判の審決が取消された事例。

「INTEL」は、本件商標が出願された平成14年当時において、パソコンを日常生活や業務で使用するなどパソコンに何らかの関係を有する極めて広範囲の国民の間に、「INTEL」といえば原告(インテルコーポレーション)を表わす略称として広く知れ渡っていたものと推認することができるので、本件商標に接した需要者は、その文字部分「INTELLASSET」から「資産、財産」の観念を感得するとともに、原告の著名な略称である「INTEL」をも認識し、ひいては原告を想起すると認められると判断し、本判決は、本件商標が商標法4条1項8号に該当する事を理由として、審決を取り消した。

(11) 東京地判平成17年2月4日 判タ1228号215頁
平成14年(ワ)第10577号 著作権利用許諾前払金返還等請求事件(請求棄却・控訴(後控訴棄却・確定))

語学教室の運営を目的とする原告が、被告が保有するキャラクターを使用した教室の開設を計画し、被告との間でライセンス契約を締結し被告と共に事業を開始したが、生徒数が少数にとどまり事業の見通しが立たなくなったこと等から、被告が本件ライセンス契約を契約締結後短期間で終了させた。そこで、原告は被告に対し、(1)本件ライセンス契約の終了により原告が支払った前払金について不当利得に基づき返還請求をするとともに(2)被告による契約の終了は法的根拠なくされたものである上、その終了の経緯においても被告の承認権の濫用等があり、契約を短期間で終了させることは原告の投資回収の機会を奪うものであるから違法であると主張し、債務不履行または不法行為による損害賠償請求をしたが、本判決は、本契約には何の留保もなしに単に「返還不能の前払金」と規定されていたこと等ことから(1)の請求を棄却し、(2)については被告が約定解除権を行使するにあたりその要件「原告が本件ライセンス契約上の義務を履行できることについて被告を納得させるような保証をすることができないとき」を満たしていたとしたうえで、本件ライセンス契約において被告は広範な承認権をしておりその濫用を認めるのは困難であり、契約終了時、原告からは最低保証金の支払いが見込まれない状況であったこと、契約の規定によれば同契約は準備段階で終了することも想定されていたこと等ことから投資回収の機会を与えられないまま契約が終了することも原告には予想の範囲内の事態であったとして、原告の請求を棄却した。

(12) 東京地判平成19年12月14日 裁判所HP
平成18年(ワ)第6062号 著作権侵害差止等請求事件

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の国民が著作権者である映画を、被告の放送に係るニュース番組で使用した行為が、同映画の著作権者である原告輸出入社の著作権(公衆送信権)を侵害し、かつ、今後も侵害するおそれがあると主張し、本件各映画著作物について、侵害の停止又は予防として放送の差止めを請求した事案。我が国は北朝鮮との間でベルヌ条約上の権利義務関係を有するものではなく、北朝鮮に対しベルヌ条約3条(1)(a)に基づく義務を負うことはないため、本件各映画著作物は著作権法6条3号の「条約により我が国が保護の義務を負う著作物」とはいえないから、本件の差止請求及び損害賠償請求はその前提を欠くことになるとして、原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(13) 最三決平成19年12月11日 最高裁HP
平成19年(許)第23号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

Aの相続人であるXらが、同じく相続人であるBに対し、遺留分減殺請求権に基づきAの遺産に属する預貯金につき金員の支払等を求める本案訴訟において、BがAの生前にその預貯金口座から払戻しを受けた金員の用途が争われているところ、Bが取引金融機関Yに上記払戻し金を入金した事実を立証するために必要があるとして、Yに対し、Bとの取引履歴が記載された取引明細表を提出するよう求める文書提出命令の申立てをした事案において、Yは、明細表の提出を拒否することはできないとした事例。(理由)

金融機関は、顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負うが、金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、顧客自身が民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、当該顧客は上記顧客情報につき金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有しないから、これにつき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有する場合は別として、民法197条1項3号にいう職業の秘密として保護されない。本案の訴訟当事者であるBが明細表を所持しているとすれば、同文書は民法220条4号所定の事由のいずれにも該当せず、提出義務の認められる文書である。

(14) 最二決平成19年12月12日 最高裁HP
平成19年(許)第22号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(一部破棄取消・一部棄却)

XがAを強姦したとの被疑事実に基づき逮捕、勾留されたところ、その勾留請求が違法であるなどとして、X及びXが代表取締役を務めるYが国に対し国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める本案訴訟において、X及びYが、国の所持するA作成の告訴状及び同人の司法警察員に対する供述調書等について文書提出命令の申立てをした事件において、Xとの関係では上記各文書が民法220条3号所定の法律関係文書に該当し、刑法47条に基づきその提出を拒否した上記各文書の所持者である国の判断が、裁量権の範囲を逸脱、濫用したものとされた事例。

(理由)

本件各文書は、本件被疑事件におけるXに対する勾留等の適法性を根拠付けるために作成されたもので、Xと国との間に生じた法律関係ないしそれに関連して作成されたものということができるから、勾留請求等の違法を理由として国家賠償を求める本案訴訟において、本件各文書は、国とXとの間の法律関係文書に該当するということができる。

[1]本件各文書については、本案訴訟における争点の判断をするにつきその取調べが必要不可欠であり、その開示によって、Aの名誉、プライバシーが著しく侵害されたり、捜査、公判の運営に具体的な支障を来すおそれがあるとは必ずしもいえないこと、[2]国は、本案訴訟において、Aの破損したストックキングの写真撮影報告書を書証として積極的に提出していること、[3]本案訴訟においては、国の方で、本件各文書を書証として積極的に提出するのでなければ、その主張を基礎付けるのは困難であること等の諸般の事情を考慮すると、国が本件各文書の提出を拒否することは、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められる。

(15) 大阪高判平成18年7月7日 判タ1228号344頁
平成16年(ネ)第1933号 損害賠償請求控訴事件(取消、差戻(確定))

Xが詐欺被害に遭ったことを理由にYを被告に損害賠償金等の支払請求訴訟を提起したところ、Yが第1回口頭弁論期日に出頭せず答弁書も提出しなかったことから、弁論が終結しいわゆる欠席判決が言い渡されたが、本件では訴状においてYの居所がA県内のB警察署留置場とされ、期日呼出状、訴状副本等の送達書類がB警察署長宛に送付され、同警察署従業者がこれを受領したことから送達は完了したと扱われたものの、第1回口頭弁論期日が実施されるまでに上記書類がYに送達された事実がなく、Yは同期日の実施・弁論終結・判決言渡期日の指定・判決言渡しのいずれについても認識していなかった等の事情があり、控訴審における実体審理を行うことの適否が判断された。本判決は、被收容者への送達を刑事施設の長にすることを定めた民法102条3項の趣旨が、被收容者に対する通信監視の必要のほか、被收容者に送達書類を迅速確実に交付することにあり、それは被收容者に書類が確実に交付されることを当然の前提とするものであるから、期日の呼出状等が交付されず本人がその存在を認識しないまま欠席判決に至ったような場合というのは同項が本来予想していない事態であり、送達自体を不存在又は無効と解し得ないとしても手続保障の見地から看過しがたい不利益が被送達者に生じる蓋然性があると認められ、第1審の訴訟手続は法律に違反するとして事案を第1審に差し戻すのが相当であるとされた。

【刑事法】

(16) 最三決平成19年12月13日 裁判所HP
平成19年(シ)第369号 勾留の裁判に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件

第1審裁判所が犯罪の証明がないとして無罪判決を言い渡した場合に、控訴裁判所が被告人を勾留するについては、刑法60条1項の「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」の有無の判断は、無罪判決の存在を十分に踏まえて慎重になされなければならない、嫌疑の程度としては第1審段階におけるものよりも強いものが要求され、本件の再勾留は相当であったとした事案。

本件は、覚せい剤取締法違反等の事実により勾留のまま地方裁判所に起訴された被告人につき、第1審裁判所が、犯罪の証明がないとして無罪判決(以下「本件無罪判決」という。)を言い渡し、刑法345条の規定により勾留状が失効したところ、検察官の控訴を受けた控訴裁判所において、職権で、被告人を再度勾留(以下「本件再勾留」という。)し、これに対して弁護人が異議を申し立てたものの、棄却されたことから、更に特別抗告に及んだ事案である。被告人は、外国人であり、本件無罪判決により釈放された際、本邦の在留資格を有しなかったため、入国管理局に收容されて退去強制手続が進められていたが、本件再勾留により拘置所に身柄を移されたものである。

第1審裁判所において刑法345条は、無罪等の一定の裁判の告知があったときには勾留状が失効する旨規定しており、特に、無罪判決があったときには、本来、無罪推定を受けるべき被告人に対し、未確定とはいえ、無罪の判断が示されたという事実を尊重し、それ以上の被告人の拘束を許さないこととしたものと解される。そこで、被告人が無罪判決を受けた場合においては、同法60条1項にいう「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」の有無の判断は、無罪判決の存在を十分に踏まえて慎重になされなければならない、嫌疑の程度としては、第1審段階におけるものよりも強いものが要求されると解するのが相当である。

【公法】

(17) 最二判平成20年1月18日 裁判所HP
平成17年(行ヒ)第304号 公金支出返還請求事件(請求棄却の原審破棄、差戻)

1 市の委託に基づいて土地開発公社が取得した土地の買取りのために、市が同社と締結した売買契約につき、その締結を財務会計法規上の義務に違反する違法なものとして評価することはできず、同契約により市が新たに損害を被る余地もないとした原審の判断に違法があるとされた事例。

2 市の委託契約が裁量権を逸脱する等の特段の事情により私法上無効となる場合、或いは当該委託契約を取消或いは解除、解消出来る特殊な事情がある場合には、委託契約を先行

行為とする売買契約を締結することは違法となり得るのであり、かかる特段の事情、特殊な事情を審理せずに、売買契約の締結を適法と判断した点の違法性を認めた。

(18) 東京地判平成17年12月20日 判タ1228号158頁
平成16年(ワ)第15532号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)

タクシー乗務員又は利用者である原告らが、国に対し、国がタクシー車内での喫煙を防止すべき措置を怠ったことにより受動喫煙を余儀なくされ、健康被害や精神的苦痛を被り、あるいはたばこ煙に汚染されていない空気を吸う権利や公共交通機関であるべきタクシーを利用する権利を侵害されたとして、国家賠償法1条1項に基づき、乗務員3名については金1,000万円、100万円、30万円の、利用者については各10万円の損害の賠償及び遅延損害金の支払いを求めた事案について、本判決は、喫煙を規制しないことの違法性の判断の前提となる国の規制権限の存在自体を否定するとともに、国の行政指導の作為義務についても相手方の任意の協力によってのみ実現される行政指導の性格上、国に規制権限がないにもかかわらず、条理上国に行政指導の作為義務が生じるとすることは是認できないとし、原告らの請求をいずれも棄却した。

【社会法】

(19) 最三判平成19年12月18日 最高裁HP
平成17年(受)第2044号 賃金請求事件(破棄自判)

学校法人Yに雇用され、その設置する私立学校に勤務する教職員Xらが、Yは平成14年度及び同15年度の各12月期の期末勤労手当をいずれも一方的に減額したと主張して、Yに対し、各期末勤労手当の残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案において、Yが、人事院勧告に準拠して給与規程の月例給を減額改定した上、12月期の期末勤労手当につき、その年の4月分から11月分までの給与の減額に相当する分を控除するなどの調整をしてその支給額を定めた決定がその効力を否定されることはないと言われた事例。

(理由)

Xの期末勤労手当の支給については、給与規程に「その都度理事会が定める金額を支給する。」との定めがあるにとどまり、各期末勤労手当の支給額については、各年度とも、5月理事会における議決で、算定基礎額及び乗率が一応決定されたものの、人事院勧告を受けて11月理事会で正式に決定する旨の留保が付されたというのであるから、各期末勤労手当の請求権は、11月理事会の決定により初めて具体的権利として発生したものと解するのが相当であるから、各期末勤労手当において調整をする旨の11月理事会の決定が、既に発生した具体的権利である各期末勤労手当の請求権を処分し又は変更するものであるということではできない。

なお、仮に、5月理事会において議決された各期末勤労手当の支給額算定方法の定めが、Yの就業規則の一部を成す給与規程の内容となったものと解し、11月理事会の決定が、その算定方法による額から更に本件調整のための減額をする点において、Xらの労働条件を不利益に変更するものであると解する余地があるとしても、Yは、長年にわたり、4月分以降の年間給与の総額について人事院勧告を踏まえて調整するという方針を採り、人事院勧告に倣って毎年11月ころに給与規程を増額改定し、その年の4月分から11月分までの給与の増額に相当する分について別途支給する措置を採ってきたというのであって、増額の場合にのみ適及的な調整が行われ、減額の場合にこれが許容されないとするのでは平衡を失するものというべきであるから、人事院勧告に倣って本件調整を行う旨の11月理事会の決定は合理性を有する。

(20) 東京高判平成18年10月24日 判タ1243号131頁
平成18年(ネ)第906号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、健康食品の販売等を目的とする韓国人であるYが、平成14年12月、日本人Xとの間で、日本でYの子会社を設立し、その代表取締役就任する等の内容の委任契約を締結したが、同15年2月、Xに対し、日本への進出と断念すると伝え、委任契約を解除したことから、Xが、Yに対し、主位的には不法行為により、予備的には債務不履行責任又は民法651条の委任契約の解除に伴う損害賠償責任に基づき東京地裁に訴訟を提起した事案である。第1審は、不法行為地又は義務履行地がわが国にあるとしてわが国の裁判所の国際裁判管轄権を認めたとし、不法行為及び債務不履行の成立を否定し、さらに日本法を黙示の合意による準拠法とし、本件委任契約の解除にはやむをえない事情があったと認定した。しかしながら、Xが本件契約に基づく業務に専念しその報酬が月単位で支払われていたことなどから、本件契約の解除には1か月の予告期間を置くことを要すると述べ、未払報酬及び報酬相当額を算定してYにその支払いを命じた。これに対し、Yが控訴したところ、本件控訴審判決は、概ね原審の認定判断を引用しつつ、Yが相当の予告期間を置かず解雇すれば、民法651条2項本文を類推して、同期間中の報酬を損害として賠償する責任がある、などと付加し、Yには1か月の予告期間を置く義務があったと述べ、未払報酬及び報酬相当額を算定した。

(21) 名古屋地判平成17年4月19日 判タ1243号109頁
平成14年(ワ)第1431号 未払賃金等請求事件(請求棄却、訴え却下(確定))

本件は、運送会社を営んでいたA会社が、平成11年1月、Y1会社に、3つあった営業部門のうち2つを譲渡するとともに、運転手の大部分を転籍させた後、平成12年12月に解散し、それに伴いXらを含むA会社に残っていた運転手を解雇したが、Y1会社は、A会社株式の大部分を持っていた代表取締役Y2夫妻が持分の大部分を出資して設立されたものであり、Y2の妻が代表取締役、Y2が取締役に就任したことから、Xらが、(1)Y1会社は法人格を濫用して設立されたものであり、A会社の法人格は否認されるから、Y1会社との間で労働契約が成立している、(2)A会社がした解雇は不当労働行為に当たり無効である、(3)Y1会社設立、A会社解散は不当労働行為に当たり不法行為を構成する、と主張して、Y1会社に対しては労働契約上の地位確認、解雇後の賃金、慰謝料の各支払いを、Y2に対しては慰謝料支払いを求めて訴訟提起をした事案である。本判決は、Y1会社の設立の経緯等について詳細に認定した上で、(1)A会社とY1会社は、日常業務は別個にされているし、独立して経営処理がされていることからすれば、別個の法人として実体を有していた、(2)Y1会社に転籍した運転手の中にB組合

員がいるし、A会社に残った運転手の中に非組合員がいることなどからすると、Xらを解雇してB組合を弱体化させる目的でY1会社を設立したり、A会社を解散したりしたとは認められないものと判断して、Xらの請求をいずれも棄却した。

【紹介済み判例】

最二決平成19年8月7日 判時1983号56頁
平成19年(許)第30号 株主総会決議禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
→法務速報76号7番にて紹介済み。

最一判平成19年7月19日 判時1983号77頁
平成17年(受)第2292号 受託業務保証金払渡等請求事件
→法務速報76号6番にて紹介済み。

最二判平成19年7月13日 判時1984号26頁
平成17年(受)第1970号 不当利得返還請求事件(一部破棄差戻、一部上告却下)
→法務速報76号4番にて紹介済み。

最二判平成19年7月13日 判時1984号26頁
平成18年(受)第276号 不当利得返還等請求事件(破棄差戻)
→法務速報76号5番にて紹介済み。

最三判平成19年7月17日 判時1984号26頁
平成18年(受)第1666号 不当利得金返還請求事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)
→法務速報76号2番にて紹介済み。

最二判平成19年7月6日 判時1984号34頁
平成17年(受)第702号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)
→法務速報75号3番にて紹介済み。

最二判平成19年7月6日 判時1984号108頁
平成19年(受)第95号 補償金請求事件(上告棄却)
→法務速報75号14番にて紹介済み。

最二決平成19年7月25日 判時1984号113頁
平成19年(医へ)第4号 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療を行わない旨の決定に対する抗告の決定に対する再抗告事件(抗告棄却)
→法務速報76号21番にて紹介済み。

最二判平成19年7月6日 判時1982号78頁
平成18年(受)第1398号 建物収去土地明渡請求事件(破棄自判)
→法務速報75号2番にて紹介済み。

最二判平成19年7月13日 判時1982号152頁
平成18年(受)第347号 無効確認等請求事件(破棄自判)
→法務速報75号31番にて紹介済み。

最二判平成18年7月21日 判タ1228号119頁
平成15年(受)第1231号 貸金請求事件(破棄差戻)
→法務速報63号29番にて紹介済み。

最三決平成18年10月3日 判タ1228号114頁
平成18年(許)第19号 証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶についての決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)
→法務速報66号28番にて紹介済み。

最二判平成18年10月6日 判タ1228号128頁
平成16年(受)第918号、平成18年(才)第1075号 労働契約上の地位確認等請求、民訴法260条2項の申立事件(破棄自判)
→法務速報66号49番にて紹介済み。

最二判平成18年10月27日 判タ1228号126頁
平成18年(行ツ)第189号 選挙無効請求事件(上告棄却)
→法務速報67号37番にて紹介済み。

最三判平成18年11月7日 判タ1228号137頁
平成17年(あ)第378号 現住建造物等放火、殺人、詐欺未遂被告事件
→法務速報67号30番にて紹介済み。

最三決平成18年11月21日 判タ1228号133頁
平成17年(あ)第302号 法人税法違反、証拠隠滅教唆被告事件
→法務速報68号37番にて紹介済み。

福岡高判平成17年9月26日 判タ1228号151頁
平成16年(行コ)第31号 健康管理手当認定申請却下処分取消請求控訴事件(控訴棄却)
→法務速報54号43番にて紹介済み。

大阪高判平成18年8月29日 判タ1228号257頁
平成18年(ホ)第357号 所有権移転登記手続等請求控訴事件(控訴棄却(上告))

→法務速報74号6番にて紹介済み。

東京地判平成16年7月28日 判タ1228号269頁
平成14年(ワ)第22037号 損害賠償請求(株主代表訴訟)事件(1事件)
東京地判平成17年3月10日 判タ1228号269頁
平成16年(ワ)第20546号 損害賠償請求(株主代表訴訟)事件(2事件)
→法務速報57号13番にて紹介済み。

東京地判平成17年12月27日 判タ1228号301頁
平成15年(ワ)第23079号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))
→法務速報67号15番にて紹介済み。

最二判平成19年7月13日 金法1823号85頁
平成17年(受)第1970号 不当利得返還請求事件
→法務速報75号4番にて紹介済み。

最二判平成19年7月13日 金法1823号85頁
平成18年(受)第276号 不当利得返還等請求事件
→法務速報75号5番にて紹介済み

最三判平成19年7月17日 金法1823号85頁
平成18年(受)第1666号 不当利得金返還請求事件
→法務速報76号2番にて紹介済み

2. 平成20(2008)年1月24日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

- ・衆法 168 20 政治資金規正法の一部を改正する法律
国会議員政治団体についての領収書保管等、会計及び監査の特例と弁護士、公認会計士及び税理士が登録政治資金監査人になれることや政治資金適正化委員会、少額領収書の開示などを規定。
- ・衆法 168 21 行政書士法の一部を改正する法律
行政書士の業務に関する規定の整備として、行政書士業務に関する聴聞・弁明手続の代理が業務に規定されるとともに、欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備がなされた。
- ・衆法 168 23 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法
C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する規定。
- ・閣法 166 94 放送法等の一部を改正する法律
2以上の地上系一般放送事業者を子会社とする認定放送持株会社の制度を導入することや有料放送管理業務の制度化等を規定。
- ・閣法 168 6 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法
テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対して、補給支援活動を再開するための特別措置法。

3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・江川由紀雄 商事法務 236頁 1680円
サブプライム問題の教訓 証券化と格付けの精神 . . . ★
- ・西村高等法務研究所編 商事法務 138頁 1470円
M&Aの新展開 三角合併解禁を契機として
- ・松山 遙 商事法務 283頁 3360円
敵対的株式提案とプロキシファイト
- ・北川隆之 編著 同文館出版 232頁 1890円
Do Books 不動産売買・賃貸借契約の書式文例50
- ・川村正幸 酒井書店・育英堂 248頁 1890円
基礎理論 手形小切手法(法研出版版・第2版)
- ・黒沼悦郎 監 柏尾哲哉・川村彰志 編 三省堂 384頁 3990円
Q&A 金融商品取引法の実務
- ・商事法務編 商事法務 984頁 3675円
金融商品取引法法令集 1 行為規制編

4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・黒川哲志・奥田進一 編 成文堂 282頁 2310円
環境法へのアプローチ

・太田勝造 編著 商事法務 192頁 2940円
チャレンジする法科大学院

・城下裕二 成文堂 258頁 5250円
量刑理論の現代的課題

・野川 忍 信山社 240頁 3045円
労働法判例総合解説 37 団体交渉・労使協議制

・浅倉むつ子・角田由紀子 編 信山社 344頁 3360円
比較判例ジェンダー法

・吉川宏延 税務経理協会 240頁 2520円
法人住民税のしくみと実務

・知的財産教育協会 日本経済新聞出版社 166頁 1680円
インターネットユーザーのための事例で学ぶ知的財産権の基礎知識 . . . ★

5. 発刊書籍の解説

・サブプライム問題の教訓 証券化と格付けの精神
現在の世界経済に大きな影響を与えている、サブプライム問題の概要を解説した一冊。
難解な問題について、図表を多く用いて解かり易くしている。我が国の証券化市場において
信託法が多用される理由、証券化商品の格付けやその信用リスクの問題など、企業法務等
において実務家に必要な基礎知識が詳細に記載されている。

・インターネットユーザーのための事例で学ぶ知的財産権の基礎知識
インターネットの普及によりもたらされた知的財産権侵害の現状を紹介した後、知的財
産権にかかわる各法がインターネット問題をどのように規制し、また規制出来ていないか
を比較的平易に解説している。それを踏まえた上で、26の現実的な事例を挙げ、法律に関す
る知識や関心が希薄な一般人が陥り勝ちな問題に注意喚起をしている。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
